

事業系ごみ取扱いマニュアル



栃 木 市

令和6年6月改定

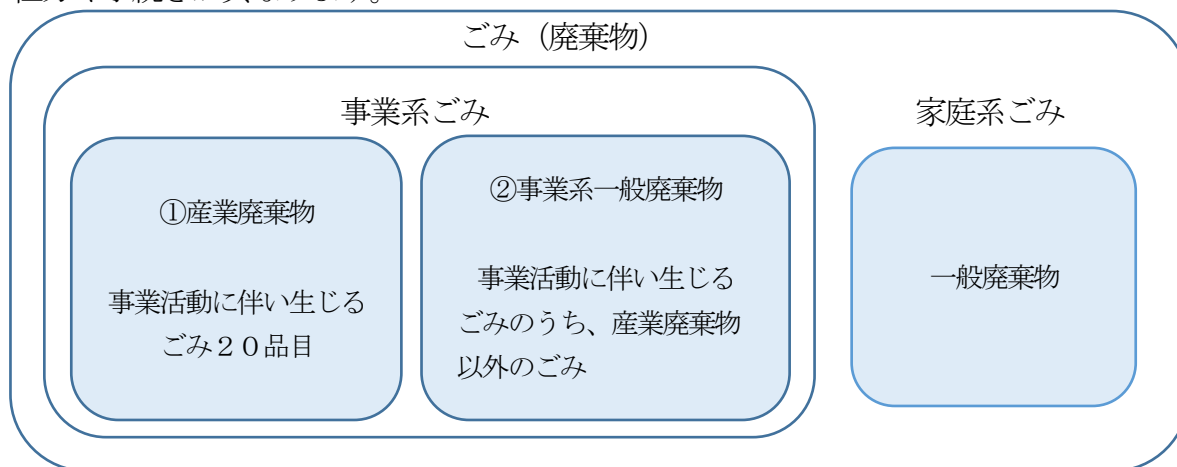
目 次

1. 事業系ごみとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 事業系ごみの処理方法・・・・・・・・・・	3
4. 栃木市(とちぎクリーンプラザ)に搬入できない事業系ごみ・・・	6
5. 産業廃棄物の対象となる業種とごみの種類・・・・・・・・	7
6. 事業系ごみのQ&A・・・・・・・・・・	8

1. 事業系ごみとは

ごみは、日常生活に伴い家庭生活から排出される「家庭系ごみ」と、店舗や工場、事務所などの事業活動に伴い排出される「事業系ごみ」に大別されます。

事業系ごみは、法律により産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられ、それぞれ処理の仕方や手続きが異なります。

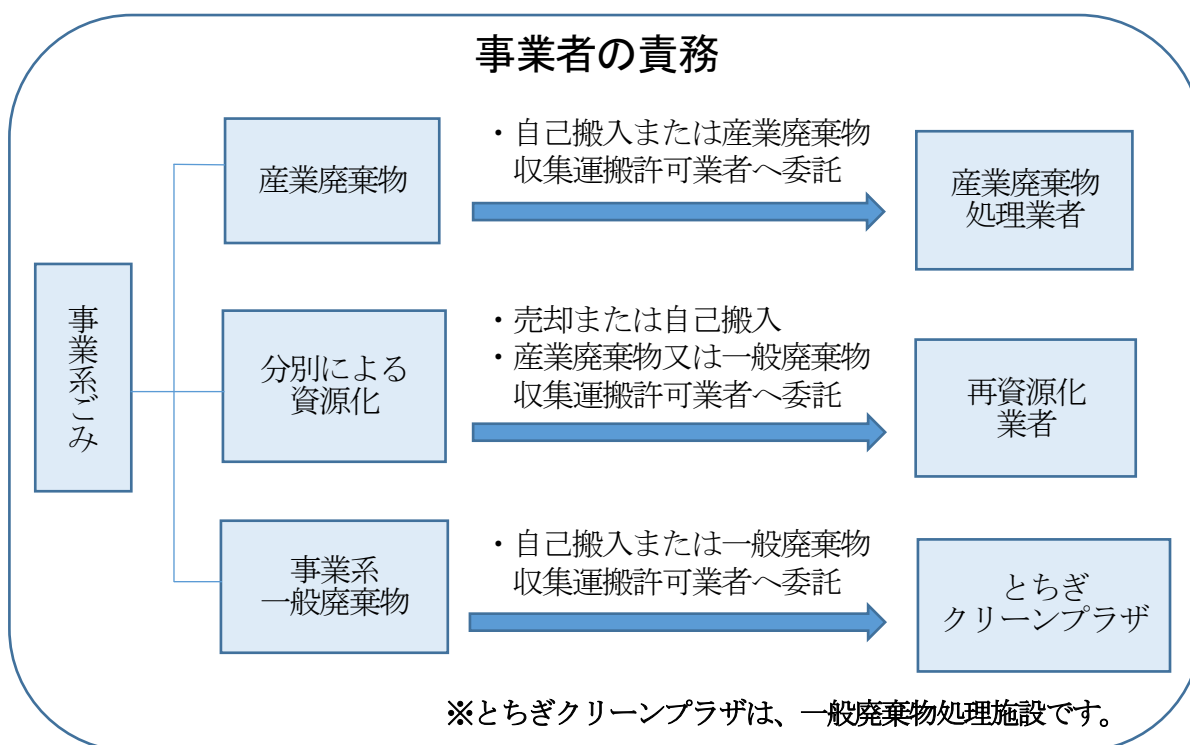


2. 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、事業者の責務として、次のようなことが定められています。

- (1) 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 事業活動に伴って生じたごみの再生利用等を行い、廃棄物の減量に努めること。
- (3) ごみの減量、適正処理等について、国、県及び市の施策に協力すること。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、産業廃棄物または事業系一般廃棄物に関わらず、出した事業者が責任をもって処理しなければなりません。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等によりその減量化を図るとともに物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量、その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

3. 事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、ごみステーションには出せません。

3-1 産業廃棄物

産業廃棄物は、とちぎクリーンプラザには搬入できません。

(1) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物で、法律で次の20品目が定められています。また、業種によっても区分されます。(→P7 参照)

○あらゆる事業活動に伴う廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類
- ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

○特定の事業活動に伴う廃棄物

- ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残渣 ⑰動物系固形不要物
- ⑱動物の糞尿 ⑲動物の死体

○全業種・全事業所

- ⑳産業廃棄物の処理物

(2) 産業廃棄物の処理方法

- ① 事業者が自ら処理するか、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者へ委託する。

- ② 事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託する。

(産業廃棄物処理伝票(マニフェスト)により管理票交付と返送された管理票を確認するなど自らの廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければなりません。)

※事業者が収集・運搬を業者に委託する場合は、一般廃棄物と産業廃棄物の契約を個々に締結する必要があります。

【産業廃棄物処理に関する問合せ先】

- | | |
|-----------|--|
| (処理業者の紹介) | 公益社団法人 栃木県産業資源循環協会
栃木県宇都宮市桜 4-2-2(栃木県立美術館普及分館 3F)
TEL:028-612-8016 FAX:028-612-8017
ホームページ: https://www.tochigi-sanpai.or.jp/ |
| (処理業者の許可) | 栃木県 小山環境管理事務所 環境対策課
栃木県小山市犬塚 3-1-1
TEL:0285-22-4309 FAX:0285-26-2000 |

3-2 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、一般家庭のごみステーションに出すことはできません。

※店舗兼住宅の場合、住宅部分から発生する生活ごみについては、家庭ごみとしてごみステーションを利用してください。

(1) 事業系一般廃棄物の処理方法

- ① 事業者が自ら処理するか、とちぎクリーンプラザに搬入する。
 - ・とちぎクリーンプラザごみ処理手数料は、10k g 当り 250 円です。
 - ・事業系ごみをとちぎクリーンプラザに直接持ち込む場合は、内容物が確認できる容器等を使用してください。
 - ・ダンボール箱は、資源物です。ごみ容器として廃棄しないでください。
 - ・一回の搬入量が 1,000 k g 以上となる場合は、搬入日等をご連絡ください。
- ② 事業者が栃木市の一般廃棄物処理業等許可を受けた業者に委託する。
 - ・栃木市が許可した業者以外に収集運搬を委託することはできません。
 - ・許可業者により収集運搬料金が異なりますので、確認してから委託してください。また、ごみの出し方等については委託する許可業者と協議してください。

※ 一般廃棄物処理業等許可業者一覧は随時更新されますので、最新情報は市ホームページをご確認ください。

【一般廃棄物処理に関する問合せ先】

○処理業者の案内・処理業の許可等に関すること
栃木市生活環境部 クリーン推進課 ごみ減量係
栃木市梓町 456-32 とちぎクリーンプラザ内
TEL:0282-31-2447 FAX:0282-30-3377

○とちぎクリーンプラザへの搬入に関すること
栃木市生活環境部 クリーン推進課 施設係
栃木市梓町 456-32 とちぎクリーンプラザ内
TEL:0282-31-2446 FAX:0282-30-3377

(2) 栃木市(とちぎクリーンプラザ)に搬入できる事業系ごみ

①事業系一般廃棄物

区 分	具 体 例	備 考
もやすごみ	・紙ごみ(資源化できない紙、汚れた紙) ・生ごみ、草木類(太さ10cm、長さ60cm以下) ・布類、座布団	・一か月に1,000kg以上を搬入する場合は、事前連絡をお願いします。 ・パレットは、木製であっても産業廃棄物のため、とちぎクリーンプラザには搬入できません。
粗大ごみ	・木製、竹製、籐製の家具など ・畳(60cm以下に切断してください。)	

②原則として産業廃棄物であるが、本市に搬入できるごみ(廃棄物処理法11条2項)

区 分	具 体 例	備 考
もやすごみ	煙草の灰・吸い殻、ラップ、ビニール袋など ケチャップ、マヨネーズなどのプラスチック容器など(ペットボトルより柔らかいものに限る。)	・従業員の飲食等に伴うものに限ります。 ・製造、流通、販売等の本来業務以外で、臨時的に発生するものに限ります。
もやさないごみ	ボールペン、クリップなどの文房具、コップ、湯飲みなど (単品又は複数(同一品)で1kg以内のものに限る。)	
空カン・空ビン	飲食用のカン、ビン	・従業員の飲食等に伴うものに限ります。 ・ラベルやキャップのついたもの、汚れているものは、搬入できません。産業廃棄物として処理してください。
ペットボトル・食品用トレイ	ペットボトルは、キャップを取り、ラベルを剥がしてください。 食品用トレイは、洗ってください。	
小型家電	電卓、携帯電話、電子体温計など (単品又は複数(同一品)で1kg以内のものに限る。)	・製造、流通、販売等の本来業務以外で、臨時的に発生するものに限ります。

③資源物

区 分	具 体 例	備 考
新聞	新聞紙、折込チラシ(ひもで縛ってください。)	・資源物は、資源回収業者に直接売却又は委託処理を依頼し、資源化に努めてください。 ・機密文書等は、シュレッダーなどにより細断するなどして、資源化にご協力ください。 ・汚れや臭いのついたものは、もやすごみ扱いです。
ダンボール	ダンボール(中が波状の紙)	
雑誌	雑誌、書籍、カタログ(ひもで縛ってください。)	
その他の紙	オフィスペーパー、紙製の容器包装	
紙パック	牛乳等紙容器(切開いて、乾かしてください。)	

4. 栃木市(とちぎクリーンプラザ)に搬入できない事業系ごみ

- ①乾電池、蛍光管、感染性廃棄物などの有害ごみは、少量（1kg以内）であっても、搬入できません。産業廃棄物として適正に処理してください。
- ②電気店などが事業活動で一般家庭から引き取った電化製品は、産業廃棄物になりますので、適正に処理してください。
- ③事務机、ロッカー、パソコン、家電製品、電動工具など、プラスチック及び金属を含むものは、産業廃棄物として適正に処理してください。
- ④運送業、小売業などから排出される事業活動に伴う包装用ビニール、プラスチック製容器、発泡スチロール製容器、PPバンド等は、業種に関わらず産業廃棄物として適正に処理してください。
- ⑤物の製造、修理、工作物の解体などに伴い排出されるプラスチック、金属くずは、少量であっても、産業廃棄物として適正に処理してください。
例：ガソリンスタンドから排出される、オイル缶、自動車部品等
- ⑥液状の廃棄物は、産業廃棄物として適正に処理してください。
- ⑦空カン・空ビン、ペットボトル・食品用トレイは、産業廃棄物として適正に処理してください。
例：ホテル、ゴルフ場、駅などで利用者が排出したもの
飲食店、コンビニエンスストアなどで利用者が排出したもの
自動販売機設置者から排出されたもの

クリーンプラザへの搬入ごみ検査の実施

施設へのごみの適正搬入を確保するため、定期的に「搬入ごみ検査」を実施します。収集・運搬業者の方のご協力をよろしくお願いいたします。

◆搬入ごみ検査

- ①産業廃棄物などの不適物の混入や、栃木市外のごみの搬入状況
- ②資源物の分別状況
- ③排出事業者の確認

◆現地確認・分別指導

搬入ごみ検査の結果、不適切なごみの搬入を確認した場合は、搬入者・排出者などに対し、市の担当課より現地確認、ごみの分別指導などを行います。



- ✕発泡スチロール
- ✕PPバンド



- ✕プラスチックトレイ
- ✕中身の見えない段ボールでの搬入

5. 産業廃棄物の対象となる業種とごみの種類

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第4項・施行令第2条)

区 分		業 種	ごみの種類
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	全業種、全事業所	焼却灰、石炭がらなど
	② 汚泥	全業種、全事業所	工場排水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
	③ 廃油	全業種、全事業所	潤滑油、洗浄油、てんぷら油など
	④ 廃酸	全業種、全事業所	硫酸、塩酸など酸性の廃液
	⑤ 廃アルカリ	全業種、全事業所	アンモニア、苛性ソーダ等アルカリ性の廃液
	⑥ 廃プラスチック類	全業種、全事業所	発泡スチロール、合成繊維、ポリ容器、ラップ類、ビニールシート、PPバンド、プラスチック事務用品、タイヤなど
	⑦ ゴムくず	全業種、全事業所	天然ゴムくずなど
	⑧ 金属くず	全業種、全事業所	飲料用カン、スプレー缶、金属製事務机、椅子、針金など
	⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	全業種、全事業所	ガラス製の容器、陶磁器、タイル、植木鉢、瓦、石膏ボードなど
	⑩ 鋳さい	全業種、全事業所	製鉄所の炉の残さなど
	⑪ がれき類	全業種、全事業所	工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片など
	⑫ ばいじん	全業種、全事業所	廃棄物処理施設などの集塵設備で集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業	ダンボール、壁紙、梱包材等工作物の新築、改築、除去に伴うもの
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ、紙加工品、板紙など
		新聞業(印刷発行を行うものに限る。)	新聞紙など
		出版業(印刷出版を行うものに限る。) 製本業 印刷物加工業	書籍など
	⑭ 木くず	建設業	型枠、足場材、木造解体材等工作物の新築、改築、除去に伴うもの
		木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)	伐採材、建具工事等残材、チップ、おがくず、木製家具など
		パルプ製造業	木材など
		輸入木材の卸売業	木材、木くずなど
		物品賃貸業	木くず、木製家具など
		全業種、全事業所	パレット(積付け用木材を含む。)
	⑮ 繊維くず	建設業	ウエス、クロス等工作物の新築、改築、除去に伴うもの
		繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)	木綿くず、羊毛くず等天然繊維くず
	⑯ 動植物性残渣	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	原料として使用した動植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、魚、獣のあらなど)
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場等	解体等をした獣畜や食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物の糞尿	畜産農業(酪農業、養鶏業、養豚業等)	動物の糞尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業(酪農業、養鶏業、養豚業等)	動物の死体
	⑳ 産業廃棄物の処理物	全業種、全事業所	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの廃棄物に該当しないもの

6. 事業系ごみのQ&A

Q. 事業系ごみとは何ですか？

A. 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみ全てのことを言います。

Q. 事業所から出たごみの処理はどうすればいいの？

A. 市では事業系ごみは収集しておりません。事業系一般廃棄物は、事業者自らとちぎクリーンプラザに持ち込むか、市の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。また、産業廃棄物は処理業者に委託してください。

Q. 小さな店で、ごみも少量しか出ないので、家庭ごみとしてごみステーションに出してもいいですか？

A. 地域のごみステーションは、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。このため、事業者自ら処理施設に搬入するか、収集・運搬の許可を受けている事業者に処理を委託する必要があります。

Q. 店舗付き住宅の個人商店のごみも事業系ごみですか？

A. 家庭からのごみとお店からのごみにきちんと分け、家庭からのごみはごみステーションに出してください。お店からのごみは事業系ごみとして処理することが必要です。事業系ごみを事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれ適正に処理してください。

Q. 既に廃業したのですが、とちぎクリーンプラザにごみを持ち込めますか？

A. 現在営業していなくても事業系ごみとして取り扱います。事業系一般廃棄物のみ持ち込みできます。

Q. 事業系一般廃棄物を直接とちぎクリーンプラザに搬入した場合の料金は？

A. ごみ処理手数料は、10kgにつき 250 円です。ただし、多量の持込の場合にはお断りする場合がありますので、事前に施設までお問い合わせください。